

改正社会保険労務士法が成立

1 改正社会保険労務士法の成立とその意義

2025（令和7）年6月18日、第217回通常国会において、使命規定の創設、労務監査に関する業務の明記等を盛り込んだ改正社会保険労務士法が成立した。

昨今、我が国における急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、働き方に対するニーズはますます多様化しており、事業主にとっては高齢者、女性、障害者、外国人等の多様な人材を活用し、それぞれの人材に適合した「人的資本・人への投資」を行うなど適切な人材戦略を展開することが喫緊の課題とされている。

このたびの改正は、労働および社会保険に関する専門家である社会保険労務士がこのような社会的要請に応えることにより、適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与し、もって事業の健全な発達と労働者等の福祉及び社会保障の向上及び増進並びに豊かな社会の実現に資することができるよう、その使命を明らかにするなど社会保険労務士制度に関し所要の整備をするため、以下の4項目の実現を図るものである。



改正社労士法が成立した参議院本会議（6月18日）

第9次社会保険労務士法改正の項目

1. 社会保険労務士の使命に関する規定の新設
2. 労務監査に関する業務の明記
3. 社会保険労務士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備
4. 名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記

2 法改正の経緯

第9次社会保険労務士法改正は、自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党および日本維新の会の国会議員を中心に準備が進められ、本年の通常国会に提出された。今国会では、社会保険労務士法のほか重要法案の審議が重なり、非常に流動的なスケジュールの中、関係各所への働きかけにより、6月6日の衆議院厚生労働委員会、10日の衆議院本会議において可決された。その後、参議院に送付され、17日の厚生労働委員会、18日の参議院本会議において可決し、成立に至った。



衆議院厚生労働委員会（6月6日可決）



参議院厚生労働委員会（6月17日可決）

3 社会保険労務士法の一部を改正する法律要綱

第1 社会保険労務士の使命に関する規定の新設

社会保険労務士法の目的規定を改め、「社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする」旨の規定を設けること。（第1条関係）

第2 労務監査に関する業務の明記

社会保険労務士の業務に、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項に係る「法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査すること」が含まれることを明記すること。（第2条第1項第3号関係）

第3 社会保険労務士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備

裁判所にともに出頭することとされている弁護士の地位について、「訴訟代理人」を「代理人」に改めること。（第2条の2関係）

第4 名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記

- 1 社会保険労務士に類似する名称に「社労士」が含まれることを明記すること。
- 2 社会保険労務士法人に類似する名称に「社労士法人」が含まれることを明記すること。
- 3 社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会に類似する名称に「社労士会」及び「全国社労士会連合会」が含まれることを明記すること。(第26条関係)

第5 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第4は公布の日から起算して10日を経過した日から、第3は令和7年10月1日から施行すること。(附則関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこと。

4 社会保険労務士法の一部を改正する法律

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(社会保険労務士の使命)

第一条 社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。

第二条第一項第三号中「こと」の下に「(これらの事項に係る法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査することを含む。)」を加える。

第二条の二中「訴訟代理人」を「代理人」に改める。

第二十五条の二十中「第一条の二」を「第一条、第一条の二」に改める。

第二十六条第一項中「これ」を「社労士その他の社会保険労務士」に改め、同条第二項中「これ」を「社労士法人その他の社会保険労務士法人」に改め、同条第三項中「これら」を「社労士会若しくは全国社労士会連合会その他の社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は公布の日から起算して十日を経過した日から、第二条の二の改正規定は令和七年十月一日から施行する。

理由

最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、社会保険労務士の使命を明らかにする規定を設け、社会保険労務士の業務に労務監査が含まれることを明記し、社会保険労務士が裁判所にともに出頭することとされている弁護士の地位を代理人に改め、及び名称の使用制限に係る類似名称の例示として社労士等を追加する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

5 | 社会保険労務士法の一部を改正する法律 新旧対照表

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（社会保険労務士の使命）

第一条 社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。

（社会保険労務士の業務）

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行ふことを業とする。

一～二 〔略〕

三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること（これらの事項に係る法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査することを含む。）。

2～4 〔略〕

第二条の二 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 前項の陳述は、当事者又は代理人が自らしたものとみなす。ただし、当事者又は代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

（社会保険労務士の義務等に関する規定の準用）

第二十五条の二十 第一条、第一条の二、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条の二、第二十五条の三十及び第二十五条の三十六の規定は、社会保険労務士法人について準用する。

（名称の使用制限）

第二十六条 社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又は社労士その他の社会保険労務士に類似する名称を用いてはならない。

2 社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士法人又は社労士法人その他の社会保険労務士法人に類似する名称を用いてはならない。

3 社会保険労務士会又は連合会でない団体は、社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又は社労士会若しくは全国社労士会連合会その他の社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会に類似する名称を用いてはならない。

改 正 前

（目的）

第一条 この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

（社会保険労務士の業務）

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行ふことを業とする。

一～二 〔略〕

三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

2～4 〔略〕

第二条の二 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

（社会保険労務士の義務等に関する規定の準用）

第二十五条の二十 第一条の二、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条の二、第二十五条の三十及び第二十五条の三十六の規定は、社会保険労務士法人について準用する。

（名称の使用制限）

第二十六条 社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

3 社会保険労務士会又は連合会でない団体は、社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。



参議院厚生労働委員会を傍聴する大野前連合会会長（最後列左から3人目）、柏木前全国政連会長（最後列左から2人目）

6 社会保険労務士法の一部を改正する法律の公布等について（令和7年6月25日付通達）

社会保険労務士法の一部を改正する法律については、第217回通常国会において2025（令和7）年6月18日に可決成立し、本日、令和7年法律第77号として公布されたところである（以下この法律を「改正法」という。）。

改正法は、一部の規定を除き、公布の日から施行される。改正の趣旨及び概要を了知するとともに、その施行に当たっては下記第3に留意の上、遺漏なきを期されたい。

なお、都道府県社会保険労務士会に対しては、全国社会保険労務士会連合会を通じて周知される予定である。

記

第1 改正の趣旨

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）は、制定以降8度にわたり改正が行われてきたところであるが、急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い働き方が多様化する中で、社会保険労務士が担う業務や役割の重要性が飛躍的に高まっており、このような状況を踏まえ、社会保険労務士の現在の業務や役割に相応しい規定を整備するため、下記第2のとおり改正が行われたものである。

第2 改正の概要

1 社会保険労務士の使命に関する規定の新設（第1条関係）

社会保険労務士法の目的規定を改め、社会保険労務士の使命規定として、「社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする」旨の規定を設けたこと。

2 労務監査に関する業務の明記（第2条第1項第3号関係）

社会保険労務士の業務に、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項に係る「法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査す

ること」が含まれることを明記したこと。

3 社会保険労務士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備（第2条の2関係）

社会保険労務士が裁判所にともに出頭し陳述をすることができることとされている弁護士の地位について、「訴訟代理人」を「代理人」に改めたこと。

4 名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記（第26条関係）

- (1) 社会保険労務士でない者が用いてはならないこととされている、社会保険労務士に類似する名称に、「社労士」が含まれることを明記したこと。
- (2) 社会保険労務士法人でない者が用いてはならないこととされている、社会保険労務士法人に類似する名称に、「社労士法人」が含まれることを明記したこと。
- (3) 社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会でない団体が用いてはならないこととされている、社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会に類似する名称に、「社労士会」及び「全国社労士会連合会」が含まれることを明記したこと。

5 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、上記4は公布の日から起算して10日を経過した日から、上記3は令和7年10月1日から施行することとしたこと。（附則第1条関係）
- (2) その他所要の規定を整備したこと。

第3 施行に当たっての留意事項

1 労務監査に関する業務の明記について

改正法により、社会保険労務士法第2条第1項第3号の業務に、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項に係る「法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査すること」、いわゆる「労務監査」が含まれることが明記されたが、これは、社会保険労務士が従前から行っている「労務監査」に関する業務が、同号に規定する相談・指導業務に含まれることを明記したものであり、社会保険労務士の行う相談・指導業務の範囲について拡大又は縮小したものではないこと。

2 裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備について

改正法により、社会保険労務士が非訟事件手続においても、裁判所において、補佐人として、弁護士である代理人とともに出頭し、陳述できることとなるが、その業務の範囲は「事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項」に限定されることに変更はなく、また弁護士とともに出頭するという形式に変更が加えられるものではないこと。

3 名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記について

改正法により、類似名称に「社労士」が含まれることが明記されたが、従来から社会保険労務士法第26条の「これに類する名称」には「社労士」が該当するものと取り扱っており、同法第33条の罰則の適用に当たっては、その取り扱いに変更を加えたものではないこと。

4 その他

法案審議の過程において、一部の社会保険労務士の不適切な行為等に対する指摘がなされたところである。改正法第1条に「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」が社会保険労務士の使命として規定されたことも踏まえ、引き続き、社会保険労務士及び社会保険労務士法人による不正事案を把握した場合には、懲戒処分の適正かつ厳格な実施のため、関係者に対し事実関係の聴取を確実に実施すること等により適切な調査を実施するとともに、不適切な情報発信を行っている旨の情報に接した場合には、都道府県社会保険労務士会とも連携し、所要の措置を講じること。

社労士制度創設来初の 「開業社労士の業務スタイルの 変化に関する調査（パネル調査）」 の調査結果を公表

～開業社労士の多様な志向が明らかに～

1 将来にわたり使命を果たし続けるため

社会保険労務士制度（以下「社労士制度」という。）は、1968年12月に創設され、2023年12月に55年を迎えた。

この間、社会経済の成熟化、人口動態の変化、価値観の変容等の大きな動きの中で、全国の会員のたゆまぬ活動のおかげで、社労士制度創設当時と比較し、社会から求められている役割は圧倒的なスピードをもって、深度は深く、その幅は各段に拡張をみせている。

連合会では、社労士が将来にわたり使命を果たし続けるとともに、社労士制度が本質を堅持しつつ、社会経済情勢の変化に対応し、国民からの信頼・期待に応え、貢献し続ける持続可能な制度であることが必要であると考えている。また、国民、事業者や労働者等の合理的な意思決定や学術的発展を助け、国民生活の向上や社会経済の発展にさらに貢献する社労士制度であり続けるためには定期的な統計調査が必要不可欠と考えた。

2 2024年から2種類の調査を実施

以上の趣旨から、2024年度から社労士業務および社労士の経済的基盤の実態把握を目的に、「社労士実態調査」および「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査（以下「パネル調査」という。）」の2つの調査を実施することとなった。

〈社労士向け調査の全体像（2種類）〉

調査の種類とその概要

1. 社労士実態調査（全社労士向け調査）

持続可能な社労士制度・業務のあり方を考察するため、全ての社労士を対象に、開業・勤務実態や業務内容などを調査項目にした実態調査を実施し、社労士業務の現在の実態を明らかにする。

2. 開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査（特定の社労士を対象とした複数年にわたるパネル調査）

社労士開業後の事業所及び業務の広がりを明らかにするため、「1. 社労士実態調査」にて抽出した調査対象者（①30歳以上69歳以下「開業」又は「法人の社員」③開業後5年以上経過する者）を対象にパネル調査を実施し、複数年にかけて開業実態の変化を捉える。

1. 社労士実態調査

〈社労士業務の現状を知る〉
調査方法：全社労士向け調査

※ 単発で実施し調査時点での現状を把握する



2. 開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査

〈開業社労士の広がりを知る〉
調査方法：パネル調査

※ 同じ対象者に同じ質問を同じ形式で一定期間の間に複数回行う調査

実施時期：2024年4～5月

対象者：全社労士

調査方法：Web調査（スマートフォン、パソコンで回答可）

調査頻度：5年に1回

実施時期：2024年10～12月

対象者：一定条件の開業社労士

調査方法：Web調査（スマートフォン、パソコンで回答可）

調査頻度：2年に1回

3 調査結果は会員にフィードバックへ

連合会では実態調査等の調査結果を統計情報として開示することにより、社労士の役割・期待、専門性、認知度および経済性等について認識していただき、事業主や働く人など国民の皆様との建設的な対話促進に役立つものと考えている。

以上のような観点から、本実態調査等については社労士法および連合会会則の規定に基づき「アンケート」ではなく「調査」との位置づけで、会員に強く要請することとなった。

ここからは昨年10月に実施したパネル調査の概要と調査結果の一部について確認する。

4 開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査（パネル調査）（2024年実施）の概要

パネル調査については、社労士制度創設55年来初の実施であり、社労士が開業以降どのような経営状況を辿り、どのような活動を展開していくのか、同一調査対象を複数年に渡って調査を行っていく。

調査対象は、(1) 30歳以上69歳以下 (2)「開業」又は「法人の代表社員」(3) 開業後5年以上経過、のいずれにも該当し、かつ、2024年4月に実施した「社労士実態調査」において本調査への協力に同意した社労士であり、調査依頼状を発送し、調査を実施した。以下はその概要となる。

調査概要

1. 調査の目的	社労士が開業以降どのような経営状況を辿り、どのような活動を展開していくのか、同一調査対象を複数年に渡って調査(パネル調査)することで社労士業界の動向を明らかにする。
2. 調査事項	(1)基本情報 (2)事務所活動状況 (3)事務所経営状況 (4)事務所の人的資本関係 (5)経営目標
3. 調査期間	2024年10月19日～12月1日
4. 調査対象者	1983人 ※2024年春季に実施した「社労士実態調査」時点での(1)30歳以上69歳以下 (2)「開業」又は「法人の代表社員」(3)開業後5年以上経過のいずれにも該当し、「社労士実態調査」において本調査への協力に同意した社労士 ※69歳以下という条件は、あくまで春季時点であり、今回の調査では10月1日時点の年齢で集計を行ったため、70歳の者の回答も集計には含まれている。
5. 調査の方法	郵送配付、Web回答(郵送にてWeb回答画面のURL、ログインIDとパスワードを配付する方法)
6. 回収状況	有効回収数:1,609人 有効回収率:81.1% 調査不能数:374人 調査不能率:18.9% 不能内訳:未回答 334人 その他 40人

事務所タイプ

事業拡大・成長型	専門性(労働及び労務管理、年金・社会保険)及び事業価値を高めて、常に事務所の規模や売上高を拡大し、成長していくことを目指しているタイプ
プロフェッショナル型	専門性(労働及び労務管理、年金・社会保険)を磨き、自分自身が直接関与することを信念として、自分が目指す一定規模の事務所の体制や売上高を目指しているタイプ
ライフプランとの両立型	自分のライフプランと両立型。専門性を発揮しながら支援することを基本としつつ、事務所の規模を大きく変化させることを意図せず、事業の継続を目指しているタイプ

志向タイプを確認した趣旨は、主に以下の3つであり、社労士になりたい方あるいは既に社労士である方の個々の目標設定に活用し、連合会としては施策の妥当性検証に活用することを想定している。

<パネル調査において開業社労士の志向を確認する設問を設定した趣旨>

- ① 開業社労士のモデルの提示
- ② 社労士という国家資格制度を通じて、個々の開業社労士が志向している事務所タイプ毎の社会に貢献するアプローチ、公益性、経済性および自己実現等の比較検討
- ③ 各タイプでの志向の明確化および社労士の魅力や個々の社労士の目標設定の見える化

(1) 回答者の状況 (基本情報)

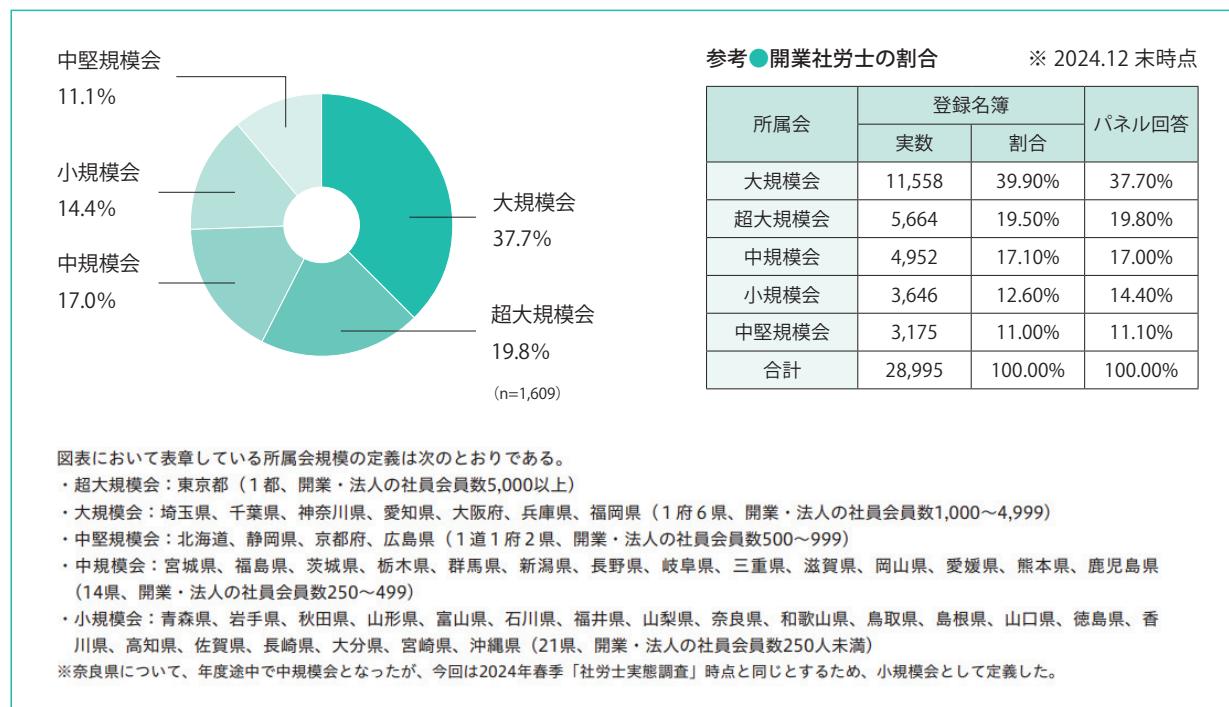
◆所属している地域性

社労士は、社労士法上、都道府県社会保険労務士会(以下「都道府県会」という。)に登録することが必須となっており、また、デジタル化やテレワークが進展してきているとはいえ、社労士

の活動実態を把握するうえで地域を確認することは重要と考え、今回の実態調査に回答された社労士の所属会の状況を示す。

集計区分の中で唯一、单一の都道府県（東京都）のみで構成されている「超大規模会」の割合が「中規模会」「小規模会」「中堅規模会」よりも高いのが特徴的であり、「大規模会」と比較しても、半数程度の規模となっている。また、所属している地域性については、社労士登録名簿（すべての社労士の登録情報が掲載されているもの）上の構成割合とほぼ合致している。

所属会（地域ブロック）

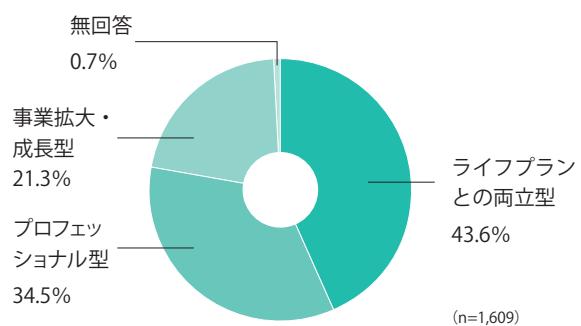


（2）社労士事務所の多様な志向タイプ

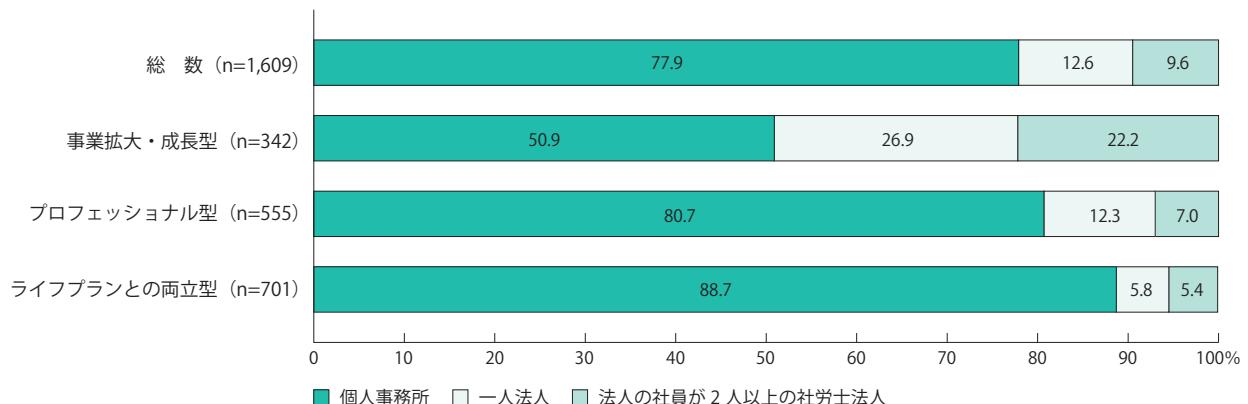
社労士事務所のタイプについては、「ライフプランとの両立型」が43.6%と最も多く、次いで「プロフェッショナル型」が34.5%、「事業拡大・成長型」が21.3%となっており、多様な考え方のもとで開業していることが分かる。

全体としては、「個人事務所」が77.9%、「一人法人」が12.6%、「法人の社員が2人以上の社労士法人」が9.6%であった。また、タイプ別の開業形態では、事業拡大・成長型では、「法人」が50.9%と半分近くを占めているのが、特徴的であった。

志向している事務所タイプ



開業形態

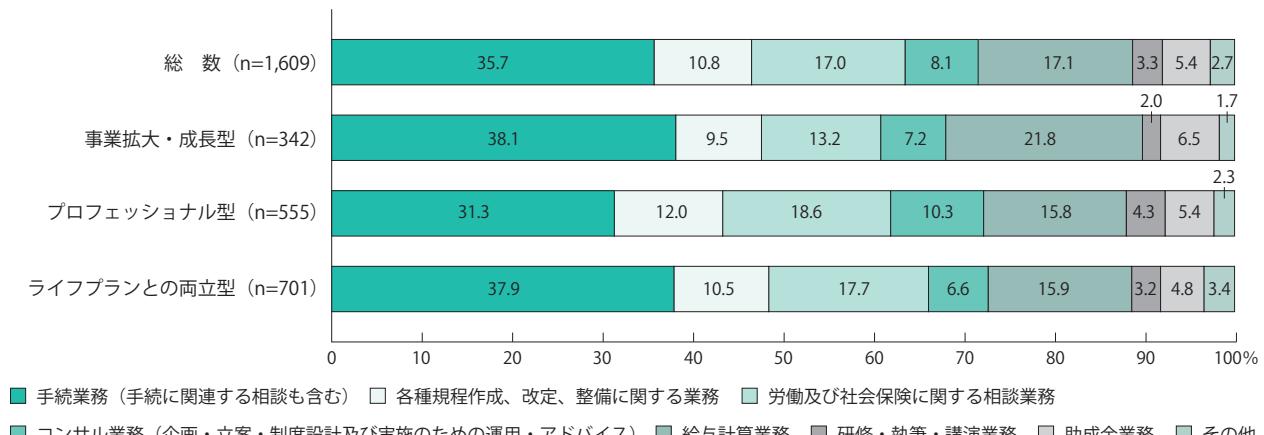


(3) 受託業務として手続きが中心

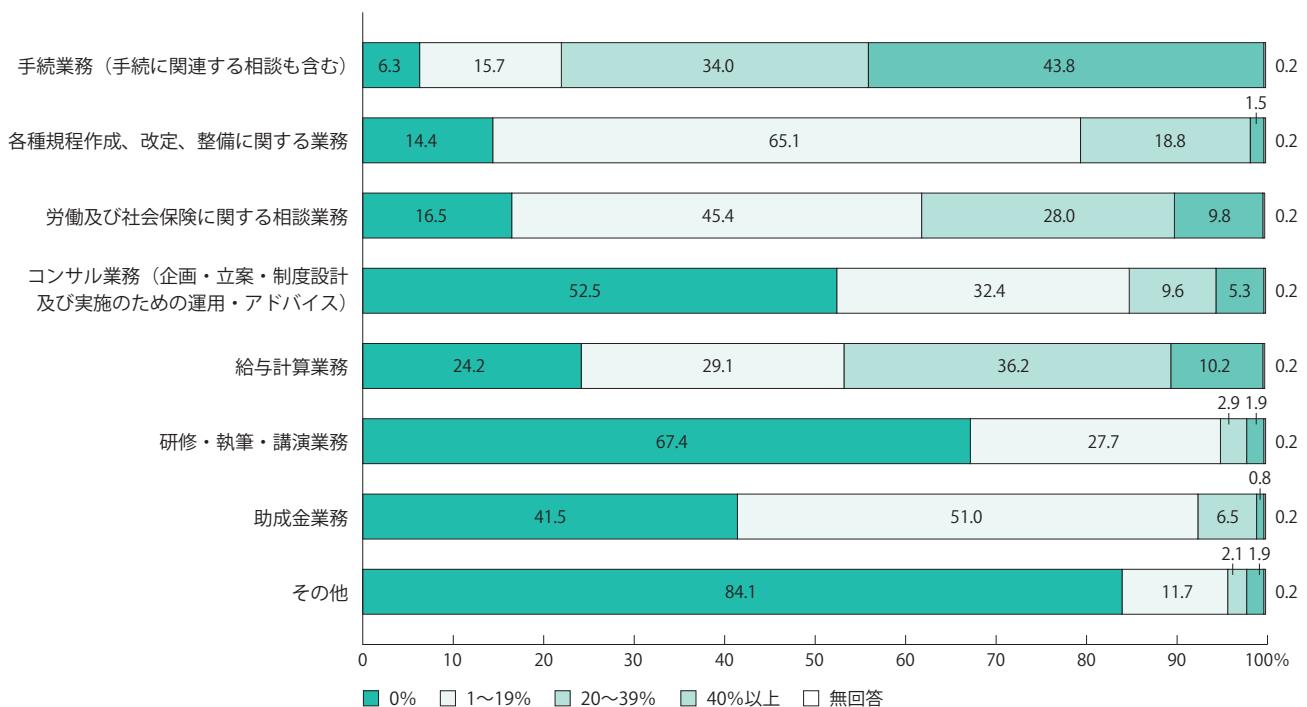
3タイプの共通点として、「手続き業務（手続きに関する相談も含む）」が売上の30%を超えて40%近くを占めている一方、事業拡大・成長型は「給与計算業務」の受託割合が21.8%と高くなっている。

受託業務範囲の内訳の分布では、「手続き業務（手続きに関する相談も含む）」については、「40%以上」の割合が43.8%となっていることから、社労士事務所および社労士法人では、手続き業務が社労士の中核的な業務となっていることが分かる。

受託業務範囲の内訳（平均値の積み上げ）



受託業務範囲の内訳（分布）

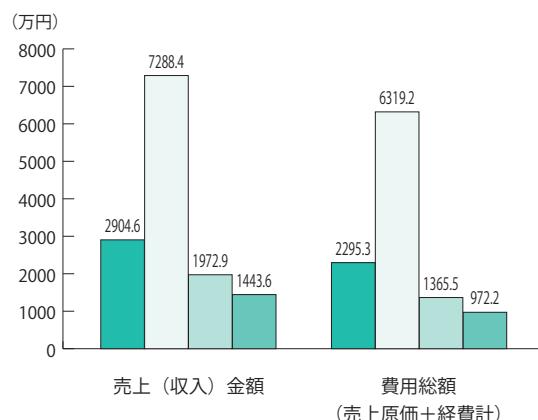


（4）売上については、事業拡大・成長型の社労士事務所・法人で際立つ

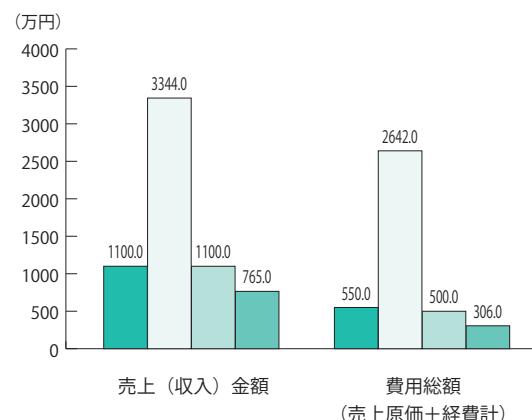
社労士事務所あるいは社労士法人の売上の全体平均は「約 2,905 万円」であり、タイプ別でみると、事業拡大・成長型が「約 7,288 万円」、プロフェッショナル型は「約 1,973 万円」、ライフプランとの両立型は「約 1,444 万円」となっている。

また、売上の中央値は全体が「約 1,100 万円」であり、タイプ別でみると、事業拡大・成長型は「約 3,344 万円」、プロフェッショナル型は「約 1,100 万円」、ライフプランとの両立型は「約 765 万円」となっていることから、平均値と中央値どちらも事業拡大・成長型で際立っていることが分かる。

社労士事務所あるいは社労士法人のみの収支（平均値）



社労士事務所あるいは社労士法人のみの収支（中央値）



■ 総数 (n=1,609) □ 事業拡大・成長型 (n=342) ■ プロフェッショナル型 (n=555) ■ ライフプランとの両立型 (n=701)

(5) まとめ

まず、今回のパネル調査では、1,600人を超える皆様にご回答いただいたことに改めて謝意を申し上げる。回答率は80%を超えており、同調査に賛同し、関心を持っていただけたということで、大変ありがとうございますと受け止めている。

紙幅の都合上、主なトピックだけの掲載となつたが、社労士の経済的基盤の実態の一部を確認することができたといえる。

より詳細な内容については、連合会ホームページにて公表しており、下記二次元コードより閲覧いただきたいが、開業社労士は多様な志向タイプのもとで開業、経営をしていることが確認できることから、社労士制度の拡張性、持続可能性および弾力性等への評価につながり、様々な価値に基づいた活動が認められているといえるのではないか、と総括できる。

なお、次回のパネル調査は、2026年秋頃の実施予定であり、今回の2024年調査と比較分析した結果をお見せしたいと考えている。

パネル調査結果（概要版・詳細版）を連合会ホームページで公表中

上記以外にも、連合会ホームページにて調査結果概要版と詳細版を公表しています。

また、2024年春期に行った、全ての社労士を対象とした「社労士実態調査」の結果概要と詳細版も公表しています。ぜひご覧ください。

